

令和元年度「知事と市町長の1対1対談」（紀北町）概要

- 1 対談市町 紀北町（尾上 おのうえ 壽一 としかず 紀北町長）
- 2 対談日時 令和元年12月13日（金）13時45分から14時45分
- 3 対談場所 紀北町役場海山総合支所 町民センター1階 大会議室
- 4 対談項目 1 排水機場整備事業に対する支援について
対談項目 2 銚子川周辺の安全確保と環境保全の取り組みへの協力について
対談項目 3 公共交通の確保への協力について
- 5 対談概要

対談項目 1 排水機場整備事業に対する支援について

（町長）

相賀地区では、2箇所の排水機場を最大限稼働させたにもかかわらず、平成23年の紀伊半島大水害では40～50棟の浸水被害が発生、平成29年度の台風第21号では約130棟の浸水被害が発生、うち約50棟が床上浸水しました。

河川の越流ではなく降雨のみが原因で、このような被害が発生しており、現在の排水機場では近年の豪雨に対応できない状況です。

また、海山地区は大きな台風のたびに道路が冠水し、住家の浸水被害が頻繁に発生しています。

そのため、平成29年の海山消防署移転後に排水機場改修の検討に入りましたが、排水機2基と貯水池の整備で約9億円が必要となり町単独での整備は困難な状況です。

緊急防災・減災事業債の要件を緩和して排水機場の整備を追加するとともに、緊急自然災害防止対策事業債について事業年度の延長及び要件緩和を実施するよう、国に働きかけをお願いします。

（知事）

三重県における記録的短時間大雨情報の発表基準は全国的に最も高い1時間あたり120ミリであり、制度の運用が始まった平成24年から平成30年まで発表されたことはありませんでしたが、令和元年度は紀北町で2回、三重県で9回発表されました。豪雨の発生を前提に対策を講じる必要があると考えており、排水機場の整備は、浸水被害の防止に向けて、町として時機を得た対応であると思います。

県では、汐ノ津呂排水機場と連動して操作が必要となる本地樋門の開閉操作の自動化に取り組んでおり、令和元年度末に完成する予定です。これにより、台風等による増水時の迅速な対応につながるものと考えています。

汐ノ津呂排水機場のポンプ更新については、平成30年度の対談以降、県と紀北町の担当者間で実現に向けた協議を進めてきました。その中で、地方債、交付金の

活用について強い希望をお聞きしており、令和元年度秋の国への要望において、地方債の要件緩和や交付金の財源確保など、国への働きかけを行ったところです。

緊急防災・減災事業債については、地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進めるため、要件緩和と事業年度の延長について、引き続き、国に対して要望していきます。

緊急自然災害防止対策事業債については、費用負担の観点から、現在、紀北町にとって最も有利な地方債であると考えていますが、事業年度が令和2年度までであり、総事業費が国の補助金の対象となる4億円以上となる場合、起債の適用ができないことから、事業年度の延長と要件緩和について国に働きかけたところであり、今後も機会を捉え、要望していきます。

また、総合流域防災事業における交付金事業についても、本県に必要な額が交付されるよう要望していきます。

県としては、紀北町の希望される方策での実現に向け、引き続き国への働きかけ等を行うとともに、要望がすぐに実現しない場合も、整備方法を工夫することで紀北町の負担が少なくなるよう、一緒に考えていきたいと思っております。

対談項目2 銚子川周辺の安全確保と環境保全の取り組みへの協力について

(町長)

県外からの来訪者が増加している銚子川周辺では、路上駐車が増加などが課題となっています。

令和元年8月11日には、上流部において道路への両側駐車が発生し危険な状態であったため、銚子橋上流部の駐車場へ誘導するため、チラシの配布を実施し、警備員も配置しましたが、対応しきれない状況でした。

また、河川利用者によるゴミの放置も問題となっており、地域住民に清掃を委託して対応していますが、環境を守っていくことは大変であると実感しています。きれいな環境で夏を迎えるためには、車を下流部の駐車場へいかに誘導するかが課題だと思っています。

町としては、令和2年度も対策に取り組んでいきますが、県においても、道路管理者・河川管理者として、例えば、駐車禁止区域であることを示す看板を紀北町と連携して設置するなど、課題の解決に向けて、ご理解・ご協力をお願いします。

また、県、警察、紀北町が密に連携し、警察によるパトロールの強化など、できる対応を共に行っていただくようお願いいたします。

(知事)

包括占用許可制度の申請に向け、紀北町においては河川敷地における駐車場やキャンプエリア等の区域設定に係る検討を行っていただいております、申請にあたりまし

ては、県も河川管理者として、しっかり事前協議を行うなど、協力していきます。

また、新たに県が整備した駐車場の利用につながるような情報発信を行っていかなければならないと思っています。

川がきれいでも、利用者によるマナーが守られていないことが原因でリピートにつながらないようではもったいないので、河原でのバーベキューやキャンプ後のゴミ等の放置、路上駐車などのソフト対策については、これまでも紀北町、県、警察の3者で協議を進めてきましたが、令和2年の夏は、マナーが守られ、きれいな環境で安全に遊んでもらえるよう、一つひとつのソフト対策を関係者で協議したいと思っています。

対談項目3 公共交通の確保への協力について

(町長)

紀北町内には、16地区の公共交通空白地域があります。また、平成28年12月に町内唯一のタクシー事業者が廃業し、二次交通がなくなったことから、平成30年度に総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業を活用し、ボランティアで運行する相乗り運送実証事業を実施しました。その結果、バス停までの歩行や買物の荷物を持つての歩行が難しい方が多いことなど、さまざまな課題が明らかになりました。

地域での移動は、地域コミュニティによる助け合いにより支えられてきましたが、近年は運転していただく方も高齢化が進んでいます。

町では高齢者の免許返納時における運転経歴証明書の発行手数料を補助していますが、返納後の移動手段の確保が課題となっています。

そのため、新交通システムの実証実験を令和2年2月から6か月間実施する予定であり、IT等を活用したいと考えていますが、専門的な知識を有する職員がおらず、知識や情報量が不足するため、さらなる支援と協力をお願いします。

(知事)

交通のあり方は県政の最重要課題の一つと考え、交通政策を進化・変化させており、その中の一つとして、交通分野と福祉分野の連携に取り組んでいます。高齢者の移動手段の確保については、令和元年度から市町とともに交通分野と福祉分野等が連携し、現状の把握や課題等を整理するとともに、交通不便地域等における移動手段確保に関する具体的な取組を検討しています。9月にはセミナーを開催したところであり、今後、グループワークも予定していますが、検討して終わりではなく、令和2年度は、交通不便地域での移動手段の確保や、高齢化が進む郊外型団地での移動手段の確保に向けたモデル事業を実施したいと考えています。

また、県内では、志摩市や菰野町において、スマートフォンで目的地までの経路

を一括して検索、予約、決済を行うことができる仕組みであるM a a S (マース)に取り組みられています。観光客向けの交通手段もスマートフォン一つで確保できるようになり、生活者支援だけでなく観光にも良い影響を与えることとなります。

さらに、桑名市や四日市市では、運転士不足に対応し、将来の移動手段となりうる自動運転バス等の導入に向けて取り組まれています。全国的にも、このような実証事業が進められていますので、県としても情報収集を行っていきます。

今後、高齢者等の円滑な移動を支援するため、福祉分野等と連携した取組や、A I や次世代モビリティ等を活用した取組をモデル事業として市町と連携して取り組んでいきたいと考えています。そのような中で、紀北町の取組が他の地域に先駆けたモデルとなるよう、一緒になってしっかりと取り組んでいきたいと考えています。